沖縄県宿泊税条例

(課税の目的)

第1条 県は、国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、安全かつ安心で快適な観光の実現、旅行者の受入れの体制の充実強化、観光旅客の受入れと地域住民の生活との調和、沖縄固有の歴史及び伝統文化の継承並びに自然環境の保全その他の観光の振興に関する施策に要する費用に充てるため、地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第6項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(賦課徴収)

第2条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び沖縄県税条例(昭和47年沖縄県条例第59号)第1章の定めるところによる。この場合において、 次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第2項	狩猟税	狩猟税及び宿泊税
第4条第3項及び第4 項	及び軽油引取税	、軽油引取税及び宿泊税
第6条第1項及び第3項	及び狩猟税	、狩猟税及び宿泊税
	ゴルフ場利用税の	ゴルフ場利用税及び宿泊税の
第9条第1項	(11) 狩猟税 狩猟者の登録事 務を所管する機関の所在地	(11) 狩猟税 狩猟者の登録事務を所管する機関の所在地(12) 宿泊税 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第13条第5項に規定する認定事業並

		びに住宅宿泊事業法(平成 29年法律第65号)第2条第 3項に規定する住宅宿泊事 業に係る施設の所在地
第10条	この条例	この条例又は沖縄県宿泊税条 例(令和 年沖縄県条例第 号)
第11条	この条例	この条例若しくは沖縄県宿泊 税条例
第14条	この条例	この条例又は沖縄県宿泊税条例
	並びに特別徴収	、特別徴収
	軽油引取税	軽油引取税並びに宿泊税

(納税義務者等)

第3条 宿泊税は、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第13条第5項に規定する認定事業並びに住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設(以下「宿泊施設」という。)における宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(課税免除)

- 第4条 次に掲げる宿泊に対しては、宿泊税を課さない。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。以下この条において「学校」という。)において教育を受ける幼児、児童、生徒若しくは学生(以下この条において「学生等」という。)又は当該学生等を引率する者が当該学校の教育活動(規則で定めるものに限る。)として宿泊する場合(学生等が在籍する学校の校長又は園長がその旨を証明する場合に限る。)の当該宿泊
 - (2) 学生等又は当該学生等を引率する者が公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体の主催する大会(教育活動又はこれに類するものに限る。)に参加す

るために宿泊する場合(規則で定める者がその旨を証明する場合に限る。)の当該宿 泊(前号に掲げる宿泊を除く。)

(課税標準)

- 第5条 宿泊税の課税標準は、1人1泊当たりの宿泊料金(宿泊者が宿泊施設の宿泊に関して名称を問わず当該宿泊施設に支払うべき額(当該宿泊に対する宿泊補助金、宿泊助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額を含む。)から次に掲げる額を除いた金額をいう。)とする。ただし、当該宿泊料金が10万円を超える場合には、10万円とする。
 - (1) 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設(客室を除く。)の利用その他これらに類する利用行為の対価に相当する額
 - (2) 消費税、地方消費税その他の税金に相当する額
 - (3) 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事がこれらに準ずるものと認めるものに相当する額 (税率及び税額の端数計算)
- 第6条 宿泊税の税率は、100分の2とする。
- 2 宿泊税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の17第2項第9号の条例 で指定する法定外目的税とする。

(徴収の方法)

第7条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

- 第8条 宿泊税の特別徴収義務者(以下「特別徴収義務者」という。)は、宿泊施設の経営者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、同項に規定する者以 外の者であって宿泊税の徴収の便宜を有するものを特別徴収義務者として指定すること ができる。

(特別徴収義務者としての登録等)

第9条 前条第1項に規定する特別徴収義務者は宿泊施設の経営を開始しようとする日の 5日前までに、同条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者はその指定を受け た日から5日以内に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての 登録を知事に申請しなければならない。

- 2 前項の登録を申請しようとする者は、当該宿泊施設の所在地及び名称その他必要な事項を記載した規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の登録の申請を受理した場合においては、その申請した者を特別徴収 義務者として登録し、その者(以下この条において「登録特別徴収義務者」という。) に対し、規則で定める証票(以下「証票」という。)を交付する。
- 4 証票の交付を受けた者は、これを当該宿泊施設の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 5 証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 6 登録特別徴収義務者は、登録した事項に変更を生じた場合においては、遅滞なく、規 則で定める届出書を知事に提出しなければならない。
- 7 登録特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするときは、遅 滞なく、規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。
- 8 前項の規定による届出書を提出した者であって当該届出書に係る休止の期間を定めな かったものは、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、遅滞なく、規則で定め る届出書を知事に提出しなければならない。
- 9 登録特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、その廃止した日から 10日以内に規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。
- 10 証票の交付を受けた者は、当該宿泊施設に係る宿泊税の特別徴収の義務が消滅した場合には、その消滅した日から10日以内にその証票を知事に返さなければならない。 (申告納入)
- 第10条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの期間において 徴収すべき宿泊税に係る宿泊料金の総額、税額その他必要な事項を記載した規則で定め る納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。
- 2 特別徴収義務者が、申告納入すべき前項の税額が規則で定める金額以下であることその他の規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより知事が指定した者である場合には、同項の規定により次の表の左欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限及び納入金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、同表右欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限及び納入金の納入期限と同一の期限とする。

4月及び5月	6月
7月及び8月	9月
10月及び11月	12月

- 3 前2項の規定にかかわらず、特別徴収義務者は、宿泊施設の経営を廃止した場合においては、その廃止した日から10日以内に、その廃止した日までにおいて徴収すべき宿泊税について、第1項に規定する規則で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。
- 4 知事は、第2項の規定による指定をした特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当 しなくなったと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

- 第11条 知事は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。
- 2 前項の規定による還付又は納入義務の免除を申請しようとする特別徴収義務者は、規 則で定める申請書に還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明することができる 書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を 受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充 当することができる。
- 4 知事は、第1項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第12条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者

- 数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税額その他知事が必要と認める事項を帳簿に記載し、かつ、当該帳簿を当該帳簿の使用が終わった日の属する月の末日の翌日から 3月を経過した日から5年間保存しなければならない。
- 2 特別徴収義務者は、宿泊に当たって作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税額が記載されているものその他の知事が必要と認める書類を作成し、かつ、当該書類を当該宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から3月を経過した日から5年間保存しなければならない。

(帳簿及び書類の電磁的記録による保存等)

- 第13条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿(以下「関係帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。
- 2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により作成及び保存をしなければならない書類 (以下「関係書類」という。)の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を 使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記 録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。
- 3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類(規則で定めるものを除く。)の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき(当該関係書類の保存が行われている場合を除く。)は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

(帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第14条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該

関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム (電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を 使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記 録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代える ことができる。
- 3 前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(電磁的記録等に対する規定の適用)

第15条 第13条第1項、第2項若しくは第3項前段又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対するこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

- 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に 処する。
 - (1) 第9条第4項の規定に違反して証票を掲示しなかった者又は第5項の規定に違反して証票を他人に貸し付け若しくは譲り渡した者
 - (2) 第9条第10項の規定に違反して証票を知事に返さなかった者
 - (3) 第12条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同項の帳簿を隠匿した者
 - (4) 第12条第1項の規定に違反して帳簿を5年間保存しなかった者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その 法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第17条 宿泊税は、地方税法施行令第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

(規則への委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める 日から施行する。ただし、附則第5項及び第6項の規定は、公布の日から施行する。 (適用区分)
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の宿泊(施 行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。)について適用する。

(経過措置)

- 3 施行日前に宿泊施設の経営をし、かつ、この条例の施行後引き続き宿泊施設の経営を しようとする者については、施行日に宿泊施設の経営を開始するものとみなす。 (税率の特例)
- 4 市町村が地方税法第5条第3項又は第7項の規定により宿泊に対して税を課する場合には、当該市町村の区域内に所在する宿泊施設における宿泊に対する第6条第1項の規定の適用については、同項の規定中「100分の2」とあるのは、「100分の0.8」とする。

(事務処理の特例)

5 附則別表に掲げる市町村の区域内に所在する宿泊施設における宿泊に対して課する宿 泊税の賦課徴収に関する事務は、地方税法第20条の3第1項ただし書の規定に基づき当 該市町村が処理することとする。

(準備行為)

6 第8条第2項の規定による特別徴収義務者の指定及び第9条第3項の規定による特別 徴収義務者の登録並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前 においても、第8条第2項及び第9条第3項の規定の例により行うことができる。 (検討)

7 知事は、令和11年度を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を 勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に 基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則別表 (附則第5項関係)

石垣市

宮古島市

本部町

恩納村

北谷町

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理由

国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、安全かつ安心で快適な観光の実現、旅行者の受入れの体制の充実強化その他の観光の振興に関する施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。